

松戸市農業委員会農地等の利用の最適化の推進に関する指針

平成30年4月11日 制定
令和3年4月9日 改正
令和5年3月10日 改正

松戸市農業委員会

第1 基本的な考え方

平成28年4月1日に農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号。以下「法」という。）の改正法が施行され、農業委員会においては「農地等の利用の最適化の推進」が最も重要な必須事務として明確に位置づけられた。松戸市においては、農業振興地域の整備に関する法律に基づく地域指定をせず、松戸市独自の制度資金（松戸市農業振興資金融資）や農業補助金を活用し、基幹的農家の経営の合理化や施設・機械の近代化を図ることで、東葛飾地区においても優良な農業地域として発展してきた。しかしながら、担い手の不足や遊休農地の増加等諸問題については他の自治体と同様であり、地域の実態に応じた取り組みを推進し、それに向けた対策の強化を図ることが求められている。

以上のような観点から、地域の強みを活かしながら、活力ある農業・農村を築くため、法第7条第1項に基づき、農業委員と農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）が連携し、担当区域ごとの活動を通じて「農地等の利用の最適化」が一体的に進んでいくよう、松戸市農業委員会の指針として、具体的な目標と推進方法、目標の達成状況に対する評価方法を以下のとおり定める。

なお、この指針は、改正基盤法第5条第1項に規定する千葉県の実業経営基盤の強化の促進に関する基本方針及び改正基盤法第6条第1項に規定する松戸市の農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想を踏まえた農業委員会の長期的な目標として10年後に目指す農地の状況等を示すものであり、農業委員及び推進委員の改選期である3年ごとに検証・見直しを行う。

また、単年度の具体的な活動については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」（令和4年2月2日付け3経営第2584号農林水産省経営局長通知、令和4年2月25日付け3経営第2816号農林水産省経営局農地政策課長通知）に基づく「最適化活動の目標の設定等」のとおりとする。

第2 具体的な目標と推進方法

1. 遊休農地の発生防止・解消について

(1) 遊休農地の解消目標

	管内の農地面積 (A)	遊休農地面積 (B)	遊休農地の割合 (B/A)
現 状 (令和4年4月)	639ha	6.19ha	0.96%
3年後の目標 (令和7年4月)	618ha	2.59ha	0.41%
目 標 (令和14年4月)	569ha	0.52ha	0.09%

【目標設定の考え方】

当該遊休農地の面積を5分の1ずつ減少させることを目標とする。

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な推進方法

① 農地の利用状況調査と利用意向調査の実施について

農業委員と推進委員のチーム制による農地法（昭和27年法律第229号）第30条第1項の規定による利用状況調査（以下「利用状況調査」という。）と同法第32条第1項の規定による利用意向調査（以下「利用意向調査」という。）の実施について協議・検討し、調査の徹底を図る。それぞれの調査時期については、「農地法の運用について」（平成21年12月11日付け21経営第4530号・21農振第1598号農林水産省経営局長・農村振興局長連名通知）に基づき実施する。

なお、従来から農地パトロールの中で行っていた、違反転用の発生防止・早期発見等、農地の適正な利用の確認に関する現場活動については、利用状況調査の時期にかかわらず、日常的に実施する。

利用意向調査の結果を踏まえ、農地法第34条に基づく農地の利用関係の調整を行う。

② 農地銀行との連携について

利用意向調査の結果を受け、農家の意向を踏まえた農業者への貸し付け手続を農地銀行を介して行う。

③ 非農地判断について

利用状況調査によって、再生利用が困難と区分された農地については、現

況に応じて速やかに「非農地判断」を行い、守るべき農地を明確化する。

(3) 遊休農地の発生防止・解消の評価方法

遊休農地の発生防止・解消の進捗状況は、遊休農地の割合により評価する。
単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

2. 担い手への農地利用の集積・集約化について

(1) 担い手への農地利用集積目標

	管内の農地面積 (A)	集積面積 (B)	集積率 (B/A)
現 状 (令和4年4月)	646ha	229ha	35%
3年後の目標 (令和7年4月)	619ha	235ha	37%
目 標 (令和14年 4月)	556ha	249ha	44.7%

※集積面積とは認定農業者またはそれに準ずる者の耕作面積

【目標設定の考え方】

1年間の担い手への農地利用集積は、2ヘクタールを目標とする。

(2) 担い手への農地利用の集積・集約化に向けた具体的な推進方法

① 他機関との連携について

農業委員会は、松戸市、とうかつ中央農協等と連携し、
(ア) 農地銀行に登録を希望する復元可能な遊休農地、(イ) 経営の廃止、縮小を希望する高齢農家等の農地、(ウ) 利用権の設定が満了する農地等についてリスト化を行い、農地銀行の活用を検討するなど、農地の出し手と受け手の意向を踏まえたマッチングを行う。

② 農地の利用調整と利用権設定について

管内の地域の農地利用の状況を踏まえ、担い手への農地利用の集積が進んでいる地域では、担い手の意向を踏まえた農地の集約化のための利用調整・交換と利用権の再設定を推進する。

③ 認定農業者を増やす取り組み

農業委員、推進委員の地域活動により認定農業者制度を周知し、認定農業者を増やす。

(3) 担い手への農地利用の集積・集約化の評価方法

担い手への農地利用の集積・集約化の進捗状況は、農地の集積率により評価する。

単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

(4) 農業経営基盤強化促進法（昭和55年法律第65号）に基づき設けられる「協議の場」に、農業委員会として参加する。

3. 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標

	新規参入者数 (法人を含む)	新規参入者取得面積
現 状 (令和4年4月)	0人	0ha
3年後の目標 (令和7年4月)	3人	0.6ha
目 標 (令和14年 4月)	10人	2ha

注：新規参入については、現状の担い手農家等の数や遊休農地の発生状況等を考慮しながら、農業委員会の区域内に必要な経営体数を試算する。

【目標設定の考え方】

令和4年度から令和7年度まで3年間かけて、3経営体の新規参入を目標とする。1年間の目標は1経営体とする。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な推進方法

① 関係機関との連携について

千葉県関係課、松戸市関係課、とうかつ中央農協、千葉県農業会議と連携して、新規就農者へのサポート体制を構築していく。

② 農業委員会のフォローアップ活動について

農業委員、推進委員及びとうかつ中央農協役員は、新規参入者（法人を含む。）の地域の受入条件の整備を図る。

- ③ 新規就農フェア等への参加について
市町村、農協等と連携し、農業委員や推進委員が新規就農フェア等に積極的に参加することで新規就農希望者の情報収集に努め、新規就農の受入れとフォローアップ体制を整備する。

(3) 新規参入の促進の評価方法

新規参入の促進の進捗状況は、新規参入者の数により評価する。
単年度の評価については、「農業委員会による最適化活動の推進等について」に基づく「農業委員会の農地利用の最適化の推進の状況その他事務の実施状況の公表」のとおりとする。

5. その他

この指針は、農地等利用の最適化の推進状況を検証し、必要に応じて目標値の見直しを図る。